

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第1号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月28日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和4年2月22日午後3時30分頃、幕別町本町130番地1の幕別町役場庁舎北側駐車場において、町職員が運転する公用車を指定場所に駐車するために後退したところ、左右の駐車車両との間隔に気を取られ、後方の安全確認を怠り、駐車中の車両に追突し、相手方車両の後部バンパーを損傷させる事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額

103,730円

3 損害賠償の相手方

町内在住の男性